

OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、「OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、IP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（OCN v6アルファに限ります。以下「OCN v6アルファ」といいます。）に係る契約を締結したOCN for ドコモ光契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能（以下「ホームネットセキュリティ機能」といいます。）の提供期間終了後、ホームネットセキュリティ機能と同機能のセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約及びIP通信網サービス契約約款（OCN）の規定に従うものとし、本規約とIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約及びIP通信網サービス契約約款（OCN）に矛盾が生じた場合は本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約、IP通信網サービス契約約款（OCN）の順で優先することとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

(本規約の公表)

第4条 当社は、本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第2章 サービス

(サービスの内容及び提供)

第5条 本サービスの内容は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約第23条（範囲）の規定に準じて取り扱います。

2 本サービスの提供条件は、本規約に定めるほか、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約第24条（ホームネットセキュリティ機能の提供）の規定に準じて取り扱います。

3 本サービスの設定内容及びログについては、次の通りとします。

(1) ホームネットセキュリティ機能の提供期間中に契約した場合

ホームネットセキュリティ機能の設定内容及びログを引き継ぎます。

(2) ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後に契約した場合

ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後、設定内容及びログは削除するため、初期状態となります。ホームネットセキュリティ機能の設定内容及びログを復元することはできません。

(利用の制限)

第6条 本サービスの利用の制限は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約第25条（ホームネットセキュリティ機能利用の制限）の規定に準じて取り扱います。

(保護者設定)

第7条 本サービスの保護者設定は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約第26条（保護者設定）の規定に準じて取り扱います。

第3章 契約

(申込みと承諾、契約の成立)

第8条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意し、当社所定の方法により申込みものとします。

2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。

3 当社は、前項に規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(3) 本サービスの申込者が、第23条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(4) 申込みに虚偽の内容があったとき

(5) 本サービスの申込者が、OCN v6アルファに関する契約を締結したOCN for ドコモ光契約者でないとき

(6) その他当社の業務に支障があるとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社は、令和5年4月1日以降、本サービスに係る契約の申込みを承諾しません。

(契約と提供開始)

第9条 本契約は、当社の承諾をもって契約が成立するものとします。

2 本サービスの提供開始日については、次の通りとします。

(1) ホームネットセキュリティ機能の提供期間 (IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器 (ルーター01)の取扱いに関する規約第27条 (OCN forドコモ光契約者への提供) に規定する「ホームネットセキュリティ機能の提供期間」をいいます。以下、本規約において同じとします。) 中に契約した場合

ホームネットセキュリティ機能提供期間終了の翌日

(2) ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後に契約した場合

本サービスの契約日

(届出事項の変更)

第10条 契約者は、本サービスに係る申込みの際、又はその後に当社に届け出た内容に変更が生じたときは、遅延なく、その旨を当社に届け出るものとします。

2 契約者の登録情報が不正確もしくは不十分であった場合、又は必要書類を提出しなかった場合など、契約者の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を当社が変更できなかった場合、これに基づき契約者に生じる不利益について、契約者は予め承諾します。

3 当社に登録されている連絡先が有効なものでない場合、又は契約者が連絡先情報の提供を拒んでいる場合、その不達に起因して契約者に生じる不利益について、契約者は予め承諾します。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続人又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、IP通信網サービス契約約款 (OCN) の規定に準じます。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

(権利の譲渡の禁止)

第13条 契約者は、本サービスに係る契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。ただし、OCN for ドコモ光契約の譲渡があった場合は、その限りではありません。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、I P通信網サービス契約約款（OCN）に定めるOCN for ドコモ光契約の場合に準ずるものとします。

（契約者が行う契約の解除）

第14条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う契約の解除）

第15条 当社は、契約者が本規約、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約又はI P通信網サービス契約約款（OCN）の規定に違反したときは、本契約を解除することがあります。

2 契約者が当社が定める期日までに本サービスに係る料金の支払いを怠った場合は、本契約を解除することがあります。

3 当社は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に規定するホームネットセキュリティ機能の保証期間の終了によりOCN v6アルファ対応機器（ルーター01）の貸与を終了する場合、本契約を解除します。

4 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除します。

(1)OCN v6アルファの契約を解除したとき

(2)OCN for ドコモ光契約の解除又はプラン変更によりOCN for ドコモ光契約者でなくなったとき

5 当社は前4項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。この場合において、第21条の（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合又は第3項若しくは第4項の場合は、この限りではありません。

（契約終了後の措置）

第16条 本契約が解約、解除又はその他の事由により終了した場合、当社は、本サービスの設定内容及びログを削除します。

2 前項により、契約者又は第三者に損害が生じたとしても、当社は、当該損害について、その責任を負いません。

第4章 料 金

（料金）

第17条 契約者は当社に対して、料金表に規定する月額料金の支払を要します。

2 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第18条 料金の支払いについては、次の通りとします。

(1) ホームネットセキュリティ機能の提供期間中に契約した場合

ホームネットセキュリティ機能提供期間終了の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（起算と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、本サービスに係る料金の支払いを要します。

(2) ホームネットセキュリティ機能の提供期間終了後に契約した場合

本サービス提供を開始した日を含む翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、本サービスに係る料金の支払いを要します。

2 本サービスの料金は料金表に定めるところによるものとします。

3 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(割増金)

第19条 契約者は、本サービスの料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第20条 契約者は、本サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（第21条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5章 債権の譲渡等

(債権の譲渡)

第21条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料

金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

3 契約者は、1項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所等、料金の請求に必要となる情報及び第23条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。

4 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

5 本サービスに係る債権が請求事業者から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものととして取り扱われます。

6 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、1項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わって契約者から取得したものととして取り扱われます。

7 前4項に規定するほか、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第6章 利用中止等

（利用中止）

第22条 本サービスの利用中止は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約第10条（利用中止）の規定に準じて取り扱います。

（利用停止）

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき（料金その他の債務に係る債権について、第21条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者へ譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者へ支払われないときとします。）

(2)本規約、IP通信網サービス契約約款（OCN）又はIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約に違反したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。この場合において、第21条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 利用の停止により、契約者又は第三者に損害が生じたとしても、当社は、当該損害について、その責任を負いません。

第7章 損害賠償等

（責任の制限）

第24条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた損害（逸失利益及び派生損害等を除きます。）に限り、賠償する責任を負うものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

4 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。

5 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、第2項の規定は適用しません。

（免責）

第25条 本サービスに係る免責は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約第15条（免責）の規定に準じて取り扱います。

第8章 雑則

（本サービスの廃止）

第26条 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本契約は終了するものとします。

3 本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、当社は、契約者又は第三者に発生する損害について、その責任を負いません。

4 当社は、第1項の規定による本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

(契約者の義務)

第27条 本サービスに係る契約者の義務は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の取扱いに関する規約第9条(契約者の義務)の規定に準じて取り扱います。

(通知の方法)

第28条 本サービスの利用等に係る当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めたときをもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(1) 当社Webサイトへの掲載

掲載されたとき

(2) 契約者が予め当社に届けた住所への郵送又は電子メールアドレスへのメール送信

通知が発送又は発信されたとき

(3) 当社が適切と判断する方法

当該通知の中で当社が指定したとき

(法令に規定する事項)

第29条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第30条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシー(<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>)に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、プライバシーポリシー(<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>)に定める手数料の支払いを要します。

(管轄裁判所)

第31条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第32条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第33条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認める場合は料金月によらず随時に計算します。
- 2 料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 3 当社は、第24条（責任の制限）第2項に該当するときに限り、本サービスの料金を日割することとし、その他の場合については日割しません。
- 4 3の規定による料金の日割は暦日数により行います。この場合、第24条（責任の制限）第2項に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、当社が定める期日までに、請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金について、契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件としてあらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

区分	単位	料金額
OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用料	1の契約ごとに	200円 (220円)

附則（令和4年6月15日 レバN第205号）

（実施期日）

1 この規約は、令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約	OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約

3 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る次に掲げる事項については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のおりとします。

- （1） 期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日
- （2） 付加機能
- （3） 附帯サービス
- （4） その他旧規約に基づくサービス提供条件

4 旧規約の規定によりNTTコムに預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された前受金については、この規約実施の日において、当社が新規約に基づいて取り扱います。

5 この規約実施前に、NTTコムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和5年5月9日 レバN第009600000270-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年5月22日から実施します。

附 則（令和5年6月15日 レバN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティ	OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティ

オプション利用規約	イオプション利用規約
-----------	------------

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。